

新

茨城県感染症発生動向調査事業検査指針

本指針は、茨城県感染症発生動向調査事業実施要項に基づき、病原体定点として選定された医療機関において病原体検査のために採取する検体等について定める。

1 病原体検査の対象感染症及び検体

病原体定点が、病原体検査のため対象感染症ごとに採取する検体は以下のとおりとする。

病原体定点区分	対象感染症	検体(※1)	検査区分
小児科	(89)RSウイルス感染症	鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液	ウイルス検査
	(90)咽頭結膜熱	咽頭ぬぐい液、結膜ぬぐい液	ウイルス検査
	(92)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭ぬぐい液、菌株	細菌検査
	(93)感染性胃腸炎	ふん便	ウイルス検査・細菌検査
	(99)水痘	水疱内容液【推奨】、 咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
	(103)手足口病	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
	(104)伝染性紅斑	全血、血清	ウイルス検査
	(105)突発性発しん	全血、血清	ウイルス検査
	(107)ヘルパンギーナ	咽頭ぬぐい液【推奨】、ふん便	ウイルス検査
	(112)流行性耳下腺炎	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
急性呼吸器感染症	(94)急性呼吸器感染症(※2)	鼻咽頭ぬぐい液【推奨】、 鼻腔ぬぐい液 鼻かみ液(小児のみ)	ウイルス検査
眼科	(95)急性出血性結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査
	(111)流行性角結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査
基幹	(93)感染性胃腸炎のうち病原体がロタウイルスであるもの	ふん便	ウイルス検査
	(97)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	菌株、髄液、咽頭ぬぐい液	細菌検査
	(109)無菌性髄膜炎	髄液、血清、咽頭ぬぐい液、ふん便	ウイルス検査

※1 検体の種類が複数ある場合、少なくとも1検体を採取する。(無菌性髄膜炎を除く。)
 ※2 咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例。

旧

茨城県感染症発生動向調査事業検査指針

本指針は、茨城県感染症発生動向調査事業実施要項に基づき、病原体定点として選定された医療機関において病原体検査のために採取する検体等について定める。

1 病原体検査の対象感染症及び検体

病原体定点が、病原体検査のため対象感染症ごとに採取する検体は以下のとおりとする。

病原体定点区分	対象感染症	検体(※1)	検査区分
小児科	(88)RSウイルス感染症	鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液	ウイルス検査
	(89)咽頭結膜熱	咽頭ぬぐい液、結膜ぬぐい液	ウイルス検査
	(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭ぬぐい液、菌株	細菌検査
	(92)感染性胃腸炎	ふん便	ウイルス検査・細菌検査
	(98)水痘	水疱内容液【推奨】、 咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
	(102)手足口病	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
	(103)伝染性紅斑	全血、血清	ウイルス検査
	(104)突発性発しん	全血、血清	ウイルス検査
	(106)ヘルパンギーナ	咽頭ぬぐい液【推奨】、ふん便	ウイルス検査
	(112)流行性耳下腺炎	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
急性呼吸器感染症	(93)急性呼吸器感染症(※2)	鼻咽頭ぬぐい液【推奨】、 鼻腔ぬぐい液 鼻かみ液(小児のみ)	ウイルス検査
眼科	(94)急性出血性結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査
	(111)流行性角結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査
基幹	(92)感染性胃腸炎のうち病原体がロタウイルスであるもの	ふん便	ウイルス検査
	(96)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	菌株、髄液、咽頭ぬぐい液	細菌検査
	(108)無菌性髄膜炎	髄液、血清、咽頭ぬぐい液、ふん便	ウイルス検査

※1 検体の種類が複数ある場合、少なくとも1検体を採取する。(無菌性髄膜炎を除く。)
 ※2 咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例。

- 2 検体の採取
(1) (略)
(2) (略)
【原則的な要件】
(略)
【ウイルス感染症の検体】
① ～ ⑧ (略)
【細菌感染症の検体】
① ～ ④ (略)
- 3 検体の保存
(略)
- 4 検体の搬送
(略)
- 5 提出書類の留意点
(略)
- 6 検体提供者に対する説明と同意
(略)
- 7 検査結果
(略)
- 8 その他
(略)

[改定]

平成 24 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 26 年 9 月 19 日
平成 27 年 1 月 21 日
平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 5 月 26 日
令和 6 年 7 月 19 日
令和 7 年 4 月 7 日
令和 8 年 3 月 11 日
令和 8 年 4 月 6 日

(様式 1)
(略)

(様式 2)
(略)

(様式 3)
(略)

- 2 検体の採取
(1) (略)
(2) (略)
【原則的な要件】
(略)
【ウイルス感染症の検体】
② ～ ⑧ (略)
【細菌感染症の検体】
② ～ ④ (略)
- 3 検体の保存
(略)
- 4 検体の搬送
(略)
- 5 提出書類の留意点
(略)
- 6 検体提供者に対する説明と同意
(略)
- 7 検査結果
(略)
- 8 その他
(略)

[改定]

平成 24 年 4 月 1 日
平成 26 年 4 月 1 日
平成 26 年 9 月 19 日
平成 27 年 1 月 21 日
平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 5 月 26 日
令和 6 年 7 月 19 日
令和 7 年 4 月 7 日
令和 8 年 3 月 11 日

(様式 1)
(略)

(様式 2)
(略)

(様式 3)
(略)